

平成17年12月1日(1)

開議 10時22分

○議長 神崎光昭君

おはようございます。

只今の出席議員は14名で定足数に達しておりますので、平成17年第5回豊前市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

日程第1 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で協議のとおり、本日12月1日から12月16日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において3番古川哲也議員、14番尾家啓介議員を指名いたします。

日程第3 諸般の報告をいたします。監査委員から、平成17年8月から10月までの出納例月検査の報告がありました。各報告書については、事務局に保管しておりますので、ご承知ください。なお、本年の議長会等の主要な活動状況については、お手元に配布のとおりであります。

日程第4 議案第64号から議案第89号まで及び報告第7号を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長、説明をお願いします。

○市長 釜井健介君

本日、ここに、平成17年第5回豊前市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ご多用のところご臨席を賜り、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

今議会に提案いたしました議案は、条例案件6件、協議案件17件、予算案件3件、報告案件1件の合計27件であります。

次に、議案の順序により、ご説明を申し上げます。

議案第64号は、豊前市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成17年度人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、豊前市職員の給与改定をするための案件であります。

議案第65号は、豊前市山村振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方自治法の改正に伴い、管理委託制度を改め、指定管理者制度とするため、関係規定を整備するための案件であります。

議案第66号は、豊前市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方自治法の改正に伴い、管理委託制度を改め、指定

管理者制度とするため、関係規定を整備するための案件であります。

議案第67号は、豊前市都市計画事業赤熊南土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定についてであります。豊前市都市計画事業赤熊南土地区画整理事業の保留地を処分するに当たり、随意契約における処分について、関係規定を整備するための案件であります。

議案第68号は、豊前市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。豊前市水道事業の給水区域の拡張のため、関係規定を整備するための案件であります。

議案第69号は、豊前市東部地区工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。豊前市東部地区工業用水道事業の能率的な経営の下において、需要の開拓等による収益の増加を図り、経営健全化を促進するため、超過料金の改定を行うための案件であります。

議案第70号は、福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減についてであります。福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の合併による数の増減について、関係市町村と協議することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第71号は、京築広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更についてであります。平成18年3月20日から犀川町、勝山町及び豊津町が廃され、その区域をもって、みやこ町が設置されることに伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法290条の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第72号は、豊前広域環境施設組合を組織する地方公共団体数の増減及び豊前広域環境施設組合規約の変更についてであります。平成18年3月20日から豊津町、勝山町及び犀川町が廃され、その区域をもって、みやこ町が設置されることに伴い、市町村数の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第73号は、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更についてであります。

平成18年2月11日から宮田町及び若宮町が廃され、その区域をもって、宮若市が設置されることに伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第74号は、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減についてであります。平成18年3月6日から金田町、赤池町及び方城町が廃され、その区域をもって福智町が設置されることに伴い、市町村数の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求め

る案件であります。

議案第75号は、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更についてであります。

平成18年3月20日から甘木市、杷木町及び朝倉町が廃され、その区域をもって朝倉市が設置されること、並びに平成18年3月20日から犀川町、勝山町及び豊津町が廃され、その区域をもって、みやこ町が設置されることに伴い、市町村数の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第76号は、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少についてであります。平成18年3月26日から筑穂町、穂波町、庄内町、穎田町及び飯塚市が廃され、その区域をもって飯塚市が設置されることに伴い、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第77号は、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更についてであります。

平成18年3月27日から稲築町、碓井町、嘉穂町及び山田市が廃され、その区域をもって嘉麻市が設置されることに伴い、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第78号は、福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の増減及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてであります。平成18年2月11日から宮田町及び若宮町を廃し、その区域をもって宮若市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第79号は、福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の増減及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてであります。平成18年3月6日から金田町、赤池町及び方城町を廃し、その区域をもって福智町を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求める案件であります。

議案第80号は、福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてであります。平成18年3月20日から甘木市、杷木町及び朝倉町を廃し、その区域をもって朝倉市を設置すること、並びに犀川町、勝山町及び豊津町を廃し、その区域をもって、みやこ町を設置することに伴い、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第81号は、福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてであります。平成18年3月26日から、飯塚市、筑穂町、穂波町、庄内町及び穎田町を廃し、その区域をもって飯塚市を設置することに伴い、地方

自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第82号は、福岡県介護保険広域連合からの嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町及び同郡潁田町の脱退に伴う財産処分についてであります。福岡県介護保険広域連合からの筑穂町、穂波町、庄内町及び潁田町の脱退に伴う財産処分について定めるため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第83号は、福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてであります。平成18年3月27日から山田市、稲築町、碓井町及び嘉穂町を廃し、その区域をもって嘉麻市を設置することに伴い、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第84号は、京築地区水道企業団を組織する市町村数の増減及び京築地区水道企業団規約の変更についてであります。平成18年3月20日から、犀川町、勝山町及び豊津町が廃され、その区域をもって、みやこ町が設置されることに伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により、市議会の議決を求める案件であります。

議案第85号は、福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減についてであります。本件は、福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の合併による数の増減について、関係市町村と協議することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第86号は、京築地域視聴覚教育協議会の廃止についてであります。平成17年12月31日限り、京築地域視聴覚教育協議会を廃止するため、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第87号は、平成17年度豊前市一般会計補正予算(第3号)であります。今回の補正予算は、市政運営上、緊急必要とされる経費等について、所要の措置をいたしたところであります。その補正額は、8267万9000円で、補正後の予算総額は、112億6809万5000円であります。

歳出の目的別補正の概要について、ご説明を申し上げます。

2款総務費は、580万円の減額補正で、その主なものは、庁舎整備費に300万円、交通安全施設整備費に120万円を補正し、住宅用地造成事業に1000万円減額する補正であります。

3款民生費は、2279万9000円の補正で、その主なものは、国民健康保険事業特別会計繰出金に2097万6000円、老人福祉センターの修繕費に53万円の補正であります。

6款農林水産費は、ト仙の郷改修事業補助金に200万円の補正であります。

7款商工費は、道の駅豊前おこしかけ改修事業補助金に1800万円の補正であります。

8款土木費は、609万1000円の補正で、その主なものは、県道整備事業負担金に1

590万円、公営住宅修繕費に450万円を補正し、公共下水道事業特別会計繰出金を374万5000円、上町団地建替事業費を1056万4000円減額補正であります。

10款教育費は、669万8000円の補正で、その主なものは、小中学校給食調理機器購入費に590万円、能徳運動広場修繕費に79万8000円の補正であります。

11款災害復旧費は、3231万4000円の補正で、台風等の自然災害により、農林水産施設災害復旧費に1173万3000円、土木施設災害復旧費に2058万1000円であります。この補正予算の財源は、歳出補正に伴う国県支出金、地方債、基金繰入金のほか、一般財源として地方交付税を、それぞれ措置いたしたところであります。

議案第88号は、平成17年度豊前市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)であります。補正額は2億9207万9000円で、その主なものは、保険者療養給付費の増による補正であります。この補正予算の財源は、一般会計からの繰入金、療養給付費交付金等の特定財源により措置いたしたところであります。

議案第89号は、平成17年度豊前市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。補正額は、1300万円の減額補正で、給水管布設費を1800万円増額し、管渠建設工事費を3100万円減額する補正であります。この補正予算の財源は、前年度繰越金などにより措置いたしたところであります。

報告第7号は、訴えの提起の専決処分についてであります。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起等について専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものであります。

以上、提出議案の概要について、ご説明を申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊急かつ必要な案件でありますので、議員各位には慎重にご審議の上、速やかにご議決くださいますようお願い申し上げます。

なお、議案第64号につきましては、本日ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

なお、私事でございますが、私の家の実家につきましては、大変なご心配とご迷惑をおかけしました。この教訓を肝に銘じ、これからの市政に生かしていきたいと思っております。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長 神崎光昭君

市長の説明は終わりました。

引き続き、日程第5 議案第64号を議題といたします。

議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。宮田議員。

○8番 宮田精一君

議案第64号について質問いたします。同様の議案が、11月18日、豊津町の臨時議会で、賛成少数で否決されていると聞き及んでおりますが、この人事院勧告に従わなかった場合、何らかのペナルティーがあるのかどうか。この点について、ご答弁ください。

○議長 神崎光昭君

総務課長。

○総務課長 相本義親君

そのことをもって即、ペナルティーということはございませんが、昨今の状況を見まして、自治体でこういう賃金や労働条件を国に準じなくて一方的に決めますと、交付税等でかなり厳しい、裕福な団体と判断される傾向にあることは聞き及んでおります。

○議長 神崎光昭君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

この勧告の法的拘束力というのは何処まで及ぶのでしょうか。この点についてお願いします。

○議長 神崎光昭君

総務課長。

○総務課長 相本義親君

国から厳しいガイドラインに対しての考え方がございます。私どもの地域につきましては、人事院勧告をする制度を持っておりません。そういう自治体については、国に準ずるというのが大原則でございまして、どの程度、拘束力があるのかということについては、議員の皆さんが、ご判断頂ければ分かることだと思っておりますが、私どもの自治体としては遵守するのが当然の義務だと考えております。

○議長 神崎光昭君

いいですか。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がありませんので、以上をもって質疑を終わります。

只今議題となっております議案第64号を、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総務委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 10時45分

再開 11時23分

○議長 神崎光昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第53号及び議案第64号を議題といたします。

関係の委員会委員長から報告をお願いいたします。

最初に、議案第53号について、村田決算特別委員会委員長より報告をお願いします。

○5番 村田喜代子君

皆さま、こんにちは。

それでは、決算特別委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

本件につきましては、9月定例会より継続審査となっていた案件でございます。

当委員会は、去る11月15日及び16日の両日にわたって、特別委員会委員の方々全員並びに正副議長さん、監査委員さんの出席のもとで委員会を開催いたしました。

最初に、平成16年度一般会計の決算の概要について、財務課長から説明を願い、続いて、古野監査委員から決算審査の報告を受けました。

歳入117億8618万円、歳出116億7382万7000円、差引き1億1235万3000円の形式収支になっております。これに翌年度繰越額を控除しました実質収支は、2909万5000円の黒字となっております。しかしながら、単年度収支についてみると1億2789万円、更に、実質単年度収支については、3億7741万5000円の大きな赤字となっております。本市の決算についても、非常に厳しいものとなっていると言わざるを得ません。

続いて、款ごとの歳入歳出並びに財産、基金等の細部にわたる説明については、各所属長より説明を受けました。各委員さんより数々の質疑、指摘を頂きましたが、採決の結果、議案第53号 平成16年度豊前市一般会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものであるということに決しました。

以上、報告といたします。どうか、よろしく願いいたします。以上です。

○議長 神崎光昭君

続いて、尾家総務委員長にお願いいたします。

○14番 尾家啓介君

本日、提案がありました議案第64号について、総務委員会を開き審議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

議案第64号は、豊前市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。17年度人事院勧告に伴う給与改定に準じ、豊前市の給与を改定する内容であります。給料表の中で、大体、平均3%を4月にさかのぼって減額すると。しかし、賞与は0.05増額するという内容であります。

皆さん慎重に審議して頂き、全員一致で可決であります。以上、報告を終わります。

○議長 神崎光昭君

以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。宮田議員。

○8番 宮田精一君

議案第53号の決算の問題について決算委員会委員長に質問いたします。

今回の決算特別委員会は、正副議長、そして、監査委員を含めて9名で構成されていると

思います。議員の中で残り6名については、9月議会においても、執行部より説明を受けておりません。また、質問もできてない状況であります。こういった問題点について、特別委員会の中で、この問題の担保、保障について何らかの論議があったのかどうかについて、ご答弁ください。

○議長 神崎光昭君

村田議員。

○5番 村田喜代子君

すみません。もう一度お伺いいたしますが、全員協議をしていない、質問をしていないということに関して、この決算特別委員会の中で質疑があったのかということでしょうか。そうですね。それはあっておりません。その件でしたら、私の意見といたしましては、本当は、全員でして頂けたら一番いいと思う気持ではありましたが、もし、ご反対でしたら、初めにきちんと行って頂ければよかったんじゃないかと思っておりますけれども、来年度からの分の反省点として、皆さんとご協議したらどうかと思っております。

○議長 神崎光昭君

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。宮田議員。

○8番 宮田精一君

この2つの議案、53号及び64号について反対の立場から討論いたします。まず、決算の問題については、今の質疑の中でも言いましたが、私自身、執行部より説明を受けてない。質問権も行使できていない。この点。それと、同推協等同和関係予算が執行されていると思っておりますので、この点が問題だと思っておりますので反対いたします。

それと、議案第64号の給与に関する条例の改定の問題ですが、まず、1点目として、消費の冷え込みなど地域経済に悪影響を与えかねない。2点目として、民間企業の給与引き下げの呼び水となる懸念がある。この2点をもって反対いたします。以上です。

○議長 神崎光昭君

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第53号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は認定であります。異議がございますので起立により採決をいたします。本決算を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

はい、ありがとうございました。起立多数であります。よって、本決算認定の件は可決さ



れました。

議案第64号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。異議がありますので起立により採決いたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

はい、ありがとうございました。起立多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終わりました。12月8日及び9日の本会議において、一般事務についての質問を行います。なお、議案に対する質疑は12月9日のみといたします。一般質問及び議案に対して質疑のある方は、本日午後5時までに発言通告書を提出されるようお願いいたします。なお、発言の順序は通告書提出の順序といたします。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。

散会 11時34分